

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第2区分

【発行日】平成18年7月20日(2006.7.20)

【公表番号】特表2005-536355(P2005-536355A)

【公表日】平成17年12月2日(2005.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-047

【出願番号】特願2004-530816(P2004-530816)

【国際特許分類】

<b>B 2 2 D</b>	<b>19/14</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>C 2 2 C</b>	<b>21/12</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>C 2 2 C</b>	<b>47/08</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>C 2 2 C</b>	<b>49/06</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>C 2 2 C</b>	<b>49/14</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>C 2 2 C</b>	<b>101/02</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>C 2 2 C</b>	<b>101/04</b>	<b>(2006.01)</b>

【F I】

B 2 2 D	19/14	B
C 2 2 C	21/12	
C 2 2 C	47/08	
C 2 2 C	49/06	
C 2 2 C	49/14	
C 2 2 C	101:02	
C 2 2 C	101:04	

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月2日(2006.6.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の金属と前記第1の金属を補強するインサートとを含み、前記第1の金属がアルミニウム、およびその合金からなる群より選択され、前記インサートが実質的に連続したセラミック酸化物纖維と、アルミニウム、およびその合金からなる群より選択される第2の金属とを含み、前記第2の金属が前記実質的に連続したセラミック酸化物纖維を適所に固定しており、前記第2の金属が前記実質的に連続したセラミック酸化物纖維の長さの少なくとも一部に沿って延在しており、前記第1の金属と前記インサートの間に界面層があり、前記第1の金属と前記インサートの間の界面層ピーク結合強度値が少なくとも100MPaである金属マトリックス複合体物品。

【請求項2】

実質的に連続したセラミック酸化物纖維と、アルミニウム、およびその合金からなる群より選択される第1の金属とを含むインサートを鋳型に配置する工程であって、前記第1の金属が前記実質的に連続したセラミック酸化物纖維を適所に固定しており、前記第1の金属が前記実質的に連続したセラミック酸化物纖維の長さの少なくとも一部に沿って延在しており、前記第1の金属が外側表面を有し、前記第1の金属の前記外側表面にCuがあり、前記第2の金属の厚さが少なくとも5マイクロメートルである工程と、

アルミニウム、およびその合金からなる群より選択される溶融した第3の金属を前記鋳

型に提供する工程と、

前記溶融した第3の金属を冷却して物品を与える工程と、

前記物品を熱間静水圧圧縮成形して請求項1に記載の金属マトリックス複合体物品を与える工程と

を含む金属マトリックス複合体物品の製造方法。